

## 日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award）の選考に関する細則

（目的）

第1条 本細則は、「日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award）（以下、Jun Kimura Award という）の選考に関する規則」の施行に関する条項を定める。

（Jun Kimura Award の推薦）

第2条 会員からの推薦とし、自薦は認めない。

Jun Kimura Award の推薦を行う会員は、被推薦者の氏名と現在の所属・身分に加え、推薦理由を記載した規定の推薦書を日本臨床神経生理学会事務局に送付する（郵送もしくはメールで）。

被推薦者の活動実績については、推薦者がその推薦理由の中で明確に提示することを原則とし、必要に応じて後述する選考委員会で被推薦者に活動実績報告の提出を求めることができる。

応募期間は「選考を行う前年の11月1日から行う年の1月31日まで」とする。

（Jun Kimura Award の選考対象）

第3条 「これまで臨床神経生理学分野で活躍し、本学会を中心とした国際化や人材育成・教育に多大な貢献があったと認められる個人またはグループ」を選考対象とする。

なお、臨床神経生理学としてその分野を問わず、幅広く継続した活動実績を対象とし、選考対象者は原則本学会の会員とするが、海外研究者はその限りではない。

加えて、年齢、職種、国籍等は問わないこととする。

（Jun Kimura Award の審査対象）

第4条 「本学会を中心とした国際化や人材育成・教育における活動実績」を審査対象とする。

具体的な活動内容として、書籍・講演・ハンズオンセミナー等での教育活動や国際学会・セミナー等での講演・指導に加え、海外研究者の受け入れ・教育指導なども対象とする。

（Jun Kimura Award の選考方法）

第5条 理事会で選考委員会（5名）を組織して、その中で審査する。

審査結果は理事会に報告され、理事会で決定する。

実績が相応しくない、もしくは応募期間に推薦がなされなかった場合は「受賞者なし」とする決定も許容する。

選考委員会は理事・代議員・有識者（理事会で指名）で構成することとする。

（Jun Kimura Award の表彰）

第6条 日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award）の記念講演（Jun Kimura レクチャーと称する）は、学会賞記念講演（時実レクチャー・島蘭レクチャー）と同枠で学術大会中に行い、講演時間は30～40分程度とする。

海外研究者で来日困難であれば、Webでの参加・講演も許容する。

授賞式では盾のみを授与し、賞金等の副賞はなし（学術大会参加への経費負担もなし）とする。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、アワード委員会の過半数の賛成を得たのち、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この細則は、2022年11月23日より施行する。